

# 令和元年第3回(9月)定例会

## 議案参考資料

### 【単行議案】

議第 24 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について .....	1P
議第 25 号	教育委員会教育長の任命について .....	2P
議第 26 号	教育委員会委員の任命について .....	3P
議第 27 号	人権擁護委員候補者の推薦について .....	4P
議第 28 号	宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について .....	5P
議題 29 号	宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について .....	37P
議第 30 号	宮津市印鑑条例の一部改正について .....	44P
議第 31 号	宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について .....	48P
議第 32 号	宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に 関する条例等の一部改正について .....	54P
議第 33 号	宮津市森林環境譲与税基金条例の制定について .....	77P
議第 34 号	宮津市水道事業給水条例及び宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準 並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について .....	78P



議案参考資料  
令和元年9月定例会

議第24号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	区分	人事案件
-------	----------------------	----	------

<b>【報告の概要】</b> <b>◆提案の趣旨・目的</b> 固定資産評価審査委員会委員3人のうち2人の委員の任期が、9月30日で満了となるため、委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。  <b>◆提案の概要</b> <b>【選任予定者】</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>氏名</td><td>志達 正一 (しだつ しょういち)</td></tr> <tr><td>生年月日</td><td>昭和26年10月13日</td></tr> <tr><td>住所</td><td>宮津市字田井626番地</td></tr> <tr><td>任期</td><td>令和元年10月1日～令和4年9月30日</td></tr> <tr><td>その他</td><td>再任(3期目)</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>氏名</td><td>茶谷 亜希子 (ちゃだに あきこ)</td></tr> <tr><td>生年月日</td><td>昭和42年1月13日</td></tr> <tr><td>住所</td><td>宮津市字魚屋866・867番地</td></tr> <tr><td>任期</td><td>令和元年10月1日～令和4年9月30日</td></tr> <tr><td>その他</td><td>再任(2期目)</td></tr> </table> <b>◆参考</b> 非改選委員 小嶋 滋 平成29年10月1日～令和2年9月30日(3期目)		氏名	志達 正一 (しだつ しょういち)	生年月日	昭和26年10月13日	住所	宮津市字田井626番地	任期	令和元年10月1日～令和4年9月30日	その他	再任(3期目)	氏名	茶谷 亜希子 (ちゃだに あきこ)	生年月日	昭和42年1月13日	住所	宮津市字魚屋866・867番地	任期	令和元年10月1日～令和4年9月30日	その他	再任(2期目)	<b>【政策等の背景・報告までの経過】</b> ○地方税法(昭和25年法律第226号) (固定資産評価審査委員会の設置、選任等) 第423条第3項 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。  ○宮津市市税条例(昭和30年条例第33号) (固定資産評価審査委員会の設置) 第79条第2項 審査委員会は、委員の定数を3人とする。	
氏名	志達 正一 (しだつ しょういち)																						
生年月日	昭和26年10月13日																						
住所	宮津市字田井626番地																						
任期	令和元年10月1日～令和4年9月30日																						
その他	再任(3期目)																						
氏名	茶谷 亜希子 (ちゃだに あきこ)																						
生年月日	昭和42年1月13日																						
住所	宮津市字魚屋866・867番地																						
任期	令和元年10月1日～令和4年9月30日																						
その他	再任(2期目)																						
		<b>【市民参加の状況】</b>																					
		<b>【政策等の効果及び費用】</b>																					
		<b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b>																					
<b>【みやづビジョンとの整合】</b> 基本施策		担当課・係 税務・国保課 国保年金係 (45-1616)	添付資料																				
重点戦略																							

議案参考資料  
令和元年9月定例会

議第25号	教育委員会教育長の任命について	区分	人事案件								
<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育長は、市長が議会の同意を得て任命することとされている。 山本教育長が9月30日で任期満了となるため、教育長の任命について、議会の同意を求めるもの。</p> <p>◆任命予定者</p> <table border="1" data-bbox="152 560 1126 730"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>生年月日</th> <th>住所</th> <th>任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまもと まさひろ 山本 雅弘</td> <td>昭和31年6月29日</td> <td>宮津市字須津 1766番地の1</td> <td>令和元年10月1日 ～令和4年9月30日</td> </tr> </tbody> </table>		氏名	生年月日	住所	任期	やまもと まさひろ 山本 雅弘	昭和31年6月29日	宮津市字須津 1766番地の1	令和元年10月1日 ～令和4年9月30日	<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号)</p> <p>第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。</p> <p>第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	
氏名	生年月日	住所	任期								
やまもと まさひろ 山本 雅弘	昭和31年6月29日	宮津市字須津 1766番地の1	令和元年10月1日 ～令和4年9月30日								
		<p><b>【市民参加の状況】</b></p>									
		<p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p>									
		<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p>									
<p><b>【みやづビジョンとの整合】</b></p>											
基本施策		重点戦略									
		担当課・係	添付資料								
		学校教育課 学校教育係(45-1641)									

議案参考資料  
令和元年9月定例会

議第26号

教育委員会委員の任命について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

教育委員会委員のうち1人の委員（生駒正子委員）が、9月30日で任期満了となるため、委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるもの。

◆任命予定者

氏名	生年月日	住所	任期
ふじい ようこ 藤井 陽子 (新任)	昭和47年3月9日	宮津市字喜多 141番地の8	令和元年10月1日 ～令和5年9月30日

◆参考（在任中の委員）

○教育委員

区分	氏名	任期
委員	速石 直美	平成28年10月1日～令和2年9月30日
委員	田崎 浩二	平成29年10月1日～令和3年9月30日
委員	尾崎 里花子	平成30年10月1日～令和4年9月30日

【みやづビジョンとの整合】

基本施策

—

重点戦略

—

【政策等の背景・提案までの経過】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）  
（任命）

第4条（略）

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3～4（略）

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の6第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

学校教育課 学校教育係(45-1641)

議第26号

議案参考資料  
令和元年9月定例会

議案第27号	人権擁護委員候補者の推薦について	区分	人事案件																								
<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 法務大臣が委嘱する宮津市における人権擁護委員7名のうち、1名の任期(3年)が、12月31日で満了となるため、その後任候補者を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>生年月日</th> <th>住所</th> <th>任期</th> <th>再任・新任の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほんどう ひとみ 本 藤 ひとみ</td> <td>昭和29年3月5日</td> <td>本町782-1</td> <td>令和2年1月1日 ～ 令和4年12月31日</td> <td>新任</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆参考(在任中の委員)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>任 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泉 和美</td> <td>平成30年1月1日～令和2年12月31日</td> </tr> <tr> <td>森島 順子</td> <td>平成30年1月1日～令和2年12月31日</td> </tr> <tr> <td>関野 掲司</td> <td>平成31年1月1日～令和3年12月31日</td> </tr> <tr> <td>大森日向子</td> <td>令和元年7月1日～令和3年6月30日</td> </tr> <tr> <td>森垣 孝子</td> <td>令和元年7月1日～令和3年6月30日</td> </tr> <tr> <td>木村 佳子</td> <td>令和元年7月1日～令和3年6月30日</td> </tr> </tbody> </table>		氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別	ほんどう ひとみ 本 藤 ひとみ	昭和29年3月5日	本町782-1	令和2年1月1日 ～ 令和4年12月31日	新任	氏 名	任 期	泉 和美	平成30年1月1日～令和2年12月31日	森島 順子	平成30年1月1日～令和2年12月31日	関野 掲司	平成31年1月1日～令和3年12月31日	大森日向子	令和元年7月1日～令和3年6月30日	森垣 孝子	令和元年7月1日～令和3年6月30日	木村 佳子	令和元年7月1日～令和3年6月30日	<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <p>人権擁護委員は、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)に基づいて、法務大臣が委嘱し、全国の市町村に配置される公職。国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を講ずるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とする。</p> <p>※提案の根拠法令(人権擁護委員法) (委員の推薦及び委嘱) 第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。</p>	
氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別																							
ほんどう ひとみ 本 藤 ひとみ	昭和29年3月5日	本町782-1	令和2年1月1日 ～ 令和4年12月31日	新任																							
氏 名	任 期																										
泉 和美	平成30年1月1日～令和2年12月31日																										
森島 順子	平成30年1月1日～令和2年12月31日																										
関野 掲司	平成31年1月1日～令和3年12月31日																										
大森日向子	令和元年7月1日～令和3年6月30日																										
森垣 孝子	令和元年7月1日～令和3年6月30日																										
木村 佳子	令和元年7月1日～令和3年6月30日																										
<p><b>【みやびビジョンとの整合】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本施策</th> <th>重点戦略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		基本施策	重点戦略			<p><b>【市民参加の状況】</b></p>																					
基本施策	重点戦略																										
<p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p>		<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p>																									
<p><b>担当課・係</b></p> <p>市民課 人権啓発係 (45-1615)</p>		<p><b>添付資料</b></p>																									

議案参考資料  
令和元年9月定例会

議第28号	宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	区分	条例の制定
-------	-----------------------------------	----	-------

<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の勤務条件を規定するための条例を制定するとともに関係条例の一部を改正するもの。</p> <p>◆提案の概要</p> <p>■フルタイム会計年度任用職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○勤務時間 週38時間45分</li> <li>○給与内容 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当</li> <li>○職の区分及び給料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易な定型的・補助的業務 月額148,600円～157,000円</li> <li>・定型的・補助的業務 月額148,600円～172,800円</li> <li>・専門的な知識・資格を要する業務 月額161,300円～182,400円</li> <li>・高度な 〃 月額194,000円～213,300円</li> </ul> </li> </ul> <p>■パートタイム会計年度任用職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○勤務時間 週38時間45分未満</li> <li>○給与内容 報酬（特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当に相当する報酬含む）、期末手当、費用弁償</li> <li>○職の区分及び報酬 フルタイム会計年度任用職員の給料に準じて勤務時間で按分した額</li> </ul> <p>■特例措置 令和2年3月31日に在職し、引き続き同種と認められる職務に従事する職員については、現給の年収ベースで直近上位に格付け</p> <p>■関連条例の一部改正 宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例ほか11条例</p> <p>◆施行日 令和2年4月1日</p>		<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <p>○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（令和2年4月1日施行）</p> <p>(1) 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特別職の範囲を「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化</li> <li>② 臨時的任用の範囲を「常勤職員に欠員を生じたとき」に厳格化</li> </ul> <p>(2) 一般職の非常勤職員の任用に関する制度の明確化 一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化</p>	
		<p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p> <p>○会計年度任用職員への移行に伴う影響額見込み 年間約6,000千円 ※ 現行職員がすべて移行した場合の令和2年度における影響額（全会計ベース）</p>	
		<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p>	
基本施策	—	重点戦略	—
		担当課・係	添付資料
		総務課 職員係 (45-1603)	・新旧対照表

## 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

### 【附則第3項による改正】 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

#### 新旧対照表

現 行	改正案									
<p>○宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>2 報酬の額が月額をもって定められている特別職の職員で任命権者が認めたもののうち、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対しては、それぞれ基準日の属する月の任命権者が別に定める日に、期末手当として割増報酬を支給することができる。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した特別職の職員についても、同様とする。</p> <p>3 割増報酬の額は、報酬の額に、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額に、基準日以前のその者の次表の各区分に掲げる在職期間に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="179 1252 1052 1396"> <thead> <tr> <th>6月1日</th> <th>12月1日</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2箇月1日</td> <td>6箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>1箇月15日以上2箇月</td> <td>5箇月以上6箇月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> </tbody> </table>	6月1日	12月1日	支給割合	2箇月1日	6箇月	100分の100	1箇月15日以上2箇月	5箇月以上6箇月未満	100分の80	<p>○宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(表削除)</u></p>
6月1日	12月1日	支給割合								
2箇月1日	6箇月	100分の100								
1箇月15日以上2箇月	5箇月以上6箇月未満	100分の80								



1 日未満		
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
1 箇月未満	3 箇月未満	100分の30

別表（第2条関係）

区分	報酬の額
(1)～(71) 略	
(72) 休日応急診療所管理医師	月額 70,000円
(73) 休日応急診療所医師	日額 90,000円 (年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、135,000円)
<u>(新設)</u>	
(74)～(84) 略	
(85) 地区公民館長	月額 23,000円
(86) 地区公民館主事	同 34,000円
(87) 公民館活動指導員	同 23,000円

別表（第2条関係）

区分	報酬の額
(1)～(71) 略	
(72) 休日応急診療所管理医師	月額 70,000円
(73) 休日応急診療所医師	日額 90,000円 (年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、135,000円)
(74) <u>休日応急診療所看護師</u>	<u>同 11,500円</u> <u>(年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、17,500円)</u>
(75)～(85) 略	
(86) 地区公民館長	月額 23,000円
(87) 地区公民館主事	同 34,000円
(88) 公民館活動指導員	同 23,000円



(106) 社会教育指導員	月額 147,300円	(削除)	
(107) 人権教育指導員	同 147,300円	(削除)	
(108) 学校等事務員	同 133,500円以 内	(削除)	
(109) 学校等用務員	同 126,600円	(削除)	
(110) 学校給食調理員	同 126,600円	(削除)	
(111) 招致外国青年	1年目 月額 2 80,000円 2年目 月額 3 00,000円 3年目 月額 3 25,000円 4年目及び5年 目 月額 330,0 00円	(削除)	
(112) 幼稚園長	月額 147,300円	(削除)	
(113) 図書館長	同 147,300円	(削除)	
(114) 移動図書館車運転手	日額5,600円又は 時間額1,120円	(削除)	
(115) 浄水場管理人	月額 69,500円 以内	(削除)	
(116) 浄水場夜間管理人	時間額 最低賃 金法第7条の規 定により許可を 受けた減額後の	(削除)	

	最低賃金額
(117) 専門的知識を有する職の嘱託員	月額 161,100円、148,800円又は144,300円
(118) その他の嘱託員	同 139,300円以内
(119) 第62号から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定める額

#### 備考

1 第90号から第118号までに掲げる者で通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等を使用することを常例とするもの（交通機関等を利用し、又は自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）については、この表に定める額の報酬に加え、一般職の職員の通勤手当の例に準じて規則で定める額を支給する。この場合において、宮津市一般職職員の給与に関する条例第12条第3項中「3,000円」とあるのは、「4,500円」と読み替えるものとする。

(削除)	
(削除)	
(91) 第62号から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定める額

(削除)

2 第73号、第90号から第114号まで及び第116号から第118号までに掲げる者で、正規の勤務時間外に、又は正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられて勤務した場合は、この表に定める額の報酬に加え、一般職の職員の時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の例に準じ、割増報酬を支給することができる。

3 第111号の招致外国青年の報酬の額は、任用された日の属する月から当該任用された日より起算して1年6月を超えない範囲内において市長が定める日の属する月までの月を1年目とした取扱いとして算定する。

4 第111号の規定にかかわらず、やむを得ない事情により来日直後の任用期間が1年未満となる非居住者については、非居住者として日本国内において賦課される所得税額から居住者である場合の日本国内において賦課される所得税額を差し引いた額を報酬額に加算するものとする。ただし、租税条約に基づく免税が受けられる国の出身である招致外国青年の報酬については、この限りでない。



(臨時職員の賃金)

第25条 臨時的に任用される職員(以下「臨時職員」という。)の賃金については、別表第5に定める額とする。

2 臨時職員が正規の勤務時間外に、又は正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられて勤務した場合は、一般職員の時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の例に準じ、割増賃金を支給することができる。

3 臨時職員が定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しない場合は、その勤務しないことにつき任命権者の承認があったときを除き、その勤務しない時間に係る賃金は支給しない。

4 第3条から前条までの規定は、臨時職員には、適用しない。

第26条～27条 略

(臨時的任用職員)

第25条 臨時的任用職員の給料については、当該職員の職責に応じ、常勤の一般職員の給料との権衡を考慮し、行政職給料表の職務の級の6級及び教育職給料表の職務の級の3級における最高号給の給料月額を超えない範囲において、任命権者が定める。

(削除)

(削除)

(削除)

2 臨時的任用職員に対する手当の種類及び支給額は、常勤の一般職員に対する手当の種類及び支給額との権衡を考慮し、任命権者が定める。

3 前2項に規定するもののほか、前2項に規定する給料及び手当に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第26条～27条 略

## 別表第5（第25条関係）

## 臨時職員賃金表

職種	賃金の額
一般事務補助員	日額 7,000円
火葬場作業員	時間額 1,265円
保育士	日額 7,200円
保育士（早朝保育等）	時間額 1,161円
放課後児童クラブ指導員	日額 7,000円
介護福祉士	同 7,400円
看護師	同 7,400円
看護師（宮津市休日応急診療所）	同 11,500円（年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、17,500円）
看護師（予防接種）	勤務時間が2時間以内のとき 3,200円 勤務時間が2時間を超え3時間以内のとき 3,700円 勤務時間が3時間を超えるとき 4,300円
栄養士	日額 7,400円
保健師	同 7,700円
保健師	時間額 1,550円
公園プール監視員	同 1,030円
公園プール監視補助員	同 900円

(削除)



草刈作業員	同 1,250円以内
養護師	日額 7,200円
用務員	同 7,100円
給食調理員	同 7,100円
幼稚園教諭	同 7,200円
埋蔵文化財調査員	同 8,900円
埋蔵文化財調査補助員	同 8,500円
埋蔵文化財作業員	同 7,700円
埋蔵文化財整理員	同 7,300円
埋蔵文化財整理作業員	同 7,000円
その他	日額7,700円又は時間額994円を 超えない範囲内において任命権 者が規則で定める額

備考 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等を使用することを常例とする臨時職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）については、この表に定める額の賃金に加え、一般職員の通勤手当の例に準じて規則で定める額を支給する。この場合において、第12条第3項中「3,000円」とあるのは、「4,500円」と読み替えるものとする。

（削 除）

## 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

## 【附則第5項による改正】 宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

## 新 旧 対 照 表

現 行	改正案
<p>○宮津市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 宮津市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第3号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p>	<p>○宮津市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 宮津市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第3号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p><u>(3) 宮津市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成28年条例第6号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p><u>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員という。以下同じ。)以外の非常勤職員</u></p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する</u></p>

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第

子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員

(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第

6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条の規定による産前産後の休

業により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達

日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められ

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定に

### る場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定

よる請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

**(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第**



(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第5条の2 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第5条の2 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第5条の3 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号。以下「給与条例」という。)第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復職した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日(初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則(昭和32年規則第8号)第13条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第5条の3 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号。以下「給与条例」という。)第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(非常勤職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第6条 育児休業をした職員(非常勤職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復職した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日(初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則(昭和32年規則第8号)第13条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の

(部分休業の承認)

第7条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条に規定する育児時間に相当する育児に関する休暇又は宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

いずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員とする。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第8条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条に規定する育児時間に相当する育児に関する休暇又は宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第8条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第9条 第5条の規定は、部分休業について準用する。この場合において、同条中「育児休業」とあるのは「部分休業」と読み替えるものとする。

(委任)

第10条 略

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第9条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

**2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第13条及び第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第12条第2項又は第22条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額して支給する。**

(部分休業の承認の取消事由)

第10条 第5条の規定は、部分休業について準用する。この場合において、同条中「育児休業」とあるのは「部分休業」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 略

## 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

### 【附則第6項による改正】 宮津市職員定数条例の一部改正

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">○宮津市職員定数条例</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、本市の各機関に置かれる一般職に属する常勤の職員をいう。ただし、臨時_____に雇用されるものを除く。</p>	<p style="text-align: center;">○宮津市職員定数条例</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、本市の各機関に置かれる一般職に属する常勤の職員をいう。ただし、臨時<b>又は非常勤の職員(臨時的に任用された職員のうち別に定めるものを除く。)</b>を除く。</p>

## 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

## 【附則第7項による改正】 宮津市職員の任用に関する条例の一部改正

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">○宮津市職員の任用に関する条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第5条第1項の規定に基き、同法<b>第22条第1項</b>に規定する職員の条件<b>附</b>採用期間の延長及び<b>第22条第5項</b>に規定する職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(条件<b>附</b>採用期間の延長)</p> <p>第2条 職員が条件<b>附</b>採用の期間の開始後6ヶ月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件<b>附</b>採用の期間を延長するものとする。但し、条件<b>附</b>採用の期間の開始後1年をこえることとなる場合においては、この限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">○宮津市職員の任用に関する条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第5条第1項の規定に基き、同法<b>第22条</b>に規定する職員の条件<b>付</b>採用期間の延長及び<b>第22条の3</b>に規定する職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(条件<b>付</b>採用期間の延長)</p> <p>第2条 職員が条件<b>付</b>採用の期間の開始後6ヶ月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件<b>付</b>採用の期間を延長するものとする。但し、条件<b>付</b>採用の期間の開始後1年をこえることとなる場合においては、この限りでない。</p>

## 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

### 【附則第8項による改正】 宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

#### 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況について、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法</u> <u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>○宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況について、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法</u> <b>第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法</b>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

## 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

## 【附則第9項による改正】 宮津市職員の分限に関する条例の一部改正

## 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○宮津市職員の分限に関する条例</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第5条 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第2条第1項各号の規定による休職期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内_____</p> <p>_____において、任命権者が定める。</p> <p>2～5 略</p> <p>第6条～8条 略</p> <p>(条件<b>附</b>採用期間中の職員の特例)</p> <p>第9条 条件<b>附</b>採用期間中の職員は、法第28条第1項第4号に掲げる事由に該当する場合又は勤務成績の不良なこと、心身に故障があること、その他の事実に基づいてその職に引き続き任用しておくことが適当でないと認める場合には、何時でも降任させ、又は免職することができる。</p>	<p>○宮津市職員の分限に関する条例</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第5条 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第2条第1項各号の規定による休職期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内<b>(<u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、任命権者が定める任期の範囲内</u>)</b>において、任命権者が定める。</p> <p>2～5 略</p> <p>第6条～8条 略</p> <p>(条件<b>付</b>採用期間中の職員の特例)</p> <p>第9条 条件<b>付</b>採用期間中の職員は、法第28条第1項第4号に掲げる事由に該当する場合又は勤務成績の不良なこと、心身に故障があること、その他の事実に基づいてその職に引き続き任用しておくことが適当でないと認める場合には、何時でも降任させ、又は免職することができる。</p>



## 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

### 【附則第10項による改正】 宮津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

#### 新 旧 対 照 表

現 行	改正案
<p>○宮津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、給料_____</p> <p>_____</p> <p>_____の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>2 減給の期間は、1日以上6月以下とする。</p>	<p>○宮津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第14条第1項に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>2 減給の期間は、1日以上6月以下とする。</p>

## 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

【附則第11項による改正】 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(職員の派遣)</p> <p>第2条</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <b>非常勤職員</b></p> <p>(3) 地方公務員法<b>第22条第1項</b>に規定する条件<b>附</b>採用になっている職員</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p style="text-align: center;">○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(職員の派遣)</p> <p>第2条</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <b>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</b></p> <p>(3) 地方公務員法<b>第22条</b>_____に規定する条件<b>付</b>採用になっている職員</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>

## 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

【附則第12項による改正】 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

### 新 旧 対 照 表

現 行	改正案
<p>○宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>(<u>臨時職員</u>等の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 <u>臨時的に任用される職員及び非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)</u>の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、市長が別に定める。</p>	<p>○宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>(<u>会計年度任用職員</u>等の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項に規定する臨時的任用職員</u>の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、市長が別に定める。</p>

## 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

## 【附則第13項による改正】 宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p>○宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額を補償基礎額とする。</p> <p>(1) 議員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日の属する月においてその者について定められていた議員報酬月額を30で除して得た額</p> <p>(2) <b>報酬</b>が月額で定められている者 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日の属する月においてその者について定められていた_____報酬月額を30で除して得た額</p> <p>(3) 報酬が日額で定められている者 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日においてその者について定められていた報酬日額</p> <p>(4) 前3号に掲げる者以外の者又は前2号の方法によって計</p>	<p>○宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額を補償基礎額とする。</p> <p>(1) 議員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日の属する月においてその者について定められていた議員報酬月額を30で除して得た額</p> <p>(2) <b>給与(給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当をいう。以下同じ。)</b>又は<b>報酬</b>が月額で定められている者 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日の属する月においてその者について定められていた<b>給与月額又は報酬月額</b>を30で除して得た額</p> <p>(3) 報酬が日額で定められている者 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日においてその者について定められていた報酬日額</p> <p>(4) 前3号に掲げる者以外の者又は前2号の方法によって計</p>

算した補償基礎額が著しく均衡を欠くと認められる者 実  
施機関が市長と協議して定める額

算した補償基礎額が著しく均衡を欠くと認められる者 実  
施機関が市長と協議して定める額

## 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

## 【附則第14項による改正】 宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p>○宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(準用)</p> <p>第2条 水道企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給与の種類及び基準については、宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の適用を受ける職員の例による。</p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p>○宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(準用)</p> <p>第2条 水道企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給与の種類及び基準については、宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の適用を受ける職員の例による。</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与等の種類及び基準については、宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）の適用を受ける職員の例による。</u></p>

議案参考資料  
令和元年9月定例会

議第29号

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について

区分

条例の改正

<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、その中で、地方公務員法における職員の任用に係る欠格条項の規定が見直されたことから、当該関係規定を引用する関係条例の所要の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 地方公務員法において、一般職の職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができる者の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人」が削除されることに伴い、次の条例の関係規定を改めるもの。</p> <p><b>【宮津市一般職職員の給与に関する条例】</b> 期末手当、勤勉手当及び休職者の給与に係る規定において、「成年被後見人又は被保佐人」に該当することにより失職する場合の該当規定を削除</p> <p><b>【宮津市職員の旅費に関する条例及び宮津市職員の分限に関する条例】</b> 地方公務員法の一部改正に伴い、引用する同法第16条の号ずれの規定整理</p> <p>◆施行日 令和元年12月14日</p>		<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度の利用の促進に関する法律 (平成28年法律第29号) 平成28年4月15日公布</li> <li>●成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和元年法律第37号) 令和元年6月14日公布 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行</li> <li>・地方公務員法の改正部分は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行(令和元年12月14日)</li> </ul> </li> </ul> <p>《参考》地方公務員法第16条(欠格条項) 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 (1) <del>成年被後見人又は被保佐人</del> (1) <del>(2)</del> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) <del>(3)</del> ~ (4) <del>(5)</del> 略</p>	
<p><b>【みやづビジョンとの整合】</b></p>		<p><b>【市民参加の状況】</b></p>	
<p>基本施策</p>	<p>—</p>	<p>重点戦略</p>	<p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p>
		<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p>	
<p>担当課・係</p>		<p>添付資料</p>	
<p>総務課 職員係 (45-1603)</p>		<p>・新旧対照表</p>	

議第29号

## 宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について

## 【第1条関係】宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">○宮津市一般職職員の給与に関する条例</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員</u>(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した職員</u>にあつては、退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した日現在</u>)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。</p> <p>6～7 略</p>	<p style="text-align: center;">○宮津市一般職職員の給与に関する条例</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し_____、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員)にあつては、退職し_____、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。</p> <p>6～7 略</p>



(期末手当の支給制限)

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 略
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3) 略

(4) 略

(期末手当の支給制限)

第20条の3 略

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(特定任期付職員を除く。)に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(市長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この

(期末手当の支給制限)

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 略

- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員\_\_\_\_\_

(3) 略

(4) 略

(期末手当の支給制限)

第20条の3 略

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(特定任期付職員を除く。)に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し\_\_\_\_\_、又は死亡した職員(市長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この

場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

第21条の2～第23条 略

場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し\_\_\_\_\_、又は死亡した職員にあっては、退職し\_\_\_\_\_、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

第21条の2～第23条 略

(休職者の給与)

第24条 略

2～5 略

6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により市長が別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が別に定める職員については、この限りでない。

7 略

(休職者の給与)

第24条 略

2～5 略

6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し

\_\_\_\_\_、又は死亡したときは、同項の規定により市長が別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が別に定める職員については、この限りでない。

7 略

## 【第2条関係】宮津市職員の旅費に関する条例の一部改正

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">○宮津市職員の旅費に関する条例</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職者等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)</p> <p>には、当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第2号から第5号まで、若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>	<p style="text-align: center;">○宮津市職員の旅費に関する条例</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職者等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)</p> <p>には、当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号 若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>

【第3条関係】宮津市職員の分限に関する条例の一部改正

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○宮津市職員の分限に関する条例</p> <p>(失職の特例)</p> <p>第7条の2 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により特に失職しないものとするができる。</p>	<p>○宮津市職員の分限に関する条例</p> <p>(失職の特例)</p> <p>第7条の2 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により特に失職しないものとするができる。</p>

	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例第20条第1項及び第5項、第20条の2第2号(同条例第21条第5項及び第24条第7項において準用する場合を含む。)、第21条第1項及び第2項第1号並びに第24条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>
--	---

議案参考資料 令和元年9月定例会		議第30号	宮津市印鑑条例の一部改正について	区分	条例の改正
<b>【提案の概要】</b> <b>◆提案の趣旨・目的</b> 本人からの届出により、住民票に「旧氏」を記録することを可能とする住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の公布に伴い、印鑑登録に「旧氏」を使用できることとするもの。  <b>◆提案の概要</b> ○住民基本台帳に記録された「旧氏」を登録できる印鑑として追加第5条（登録印鑑）、第6条（印鑑登録票）、第12条（登録の抹消） ※旧氏：その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの。  ○その他条文整理  <b>◆施行日</b> 令和元年11月5日			<b>【政策等の背景・提案までの経過】</b>		
			H31. 4. 17 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布 （施行日：令和元年11月5日） H31. 4. 17-印鑑登録証明事務処理要領の一部改正通知 （施行日：令和元年11月5日）		
			<b>【市民参加の状況】</b>		
			<b>【政策等の効果及び費用】</b>		
			<b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b>		
<b>【みやづビジョンとの整合】</b>					
基本施策	—	重点戦略	—		
			担当課・係	添付資料	
			市民課 市民窓口係（45-1614）	・新旧対照表	

## 宮津市印鑑条例の一部改正について

### 新 旧 対 照 表

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">○宮津市印鑑条例</p> <p>(登録の資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<b>本市</b>の住民基本台帳に記録されている者でなければならない。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 登録できる印鑑は、1人につき1個とする。</p> <p>2 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（<b>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項</b>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3) ～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(印鑑登録票)</u></p> <p>第6条 市長は、第4条の規定により確認したときは、直ちに印影のほか次に掲げる事項を<b>印鑑登録票</b>に登録するものとする。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">○宮津市印鑑条例</p> <p>(登録の資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<b>本市が備える</b>住民基本台帳に記録されている者でなければならない。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 登録できる印鑑は、1人につき1個とする。</p> <p>2 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<b>旧氏</b>（<b>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。</b>）若しくは通称（<b>令第30条の16第1項</b>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、<b>旧氏</b>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<b>旧氏</b>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3) ～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(印鑑登録原票)</u></p> <p>第6条 市長は、第4条の規定により確認したときは、直ちに印影のほか次に掲げる事項を<b>印鑑登録原票</b>に登録するものとする。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p>

## 新 旧 対 照 表

現 行	改正案
<p>(4) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、<b>氏名及び通称</b>）</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<b>記録されている</b>氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記</p> <p>2 前項各号に掲げる事項を登録した<b>印鑑登録票</b>は、<b>磁気テープ</b>をもって調製する。</p> <p>(登録事項の変更)</p> <p>第10条 登録者は、<b>印鑑登録票</b>の登録事項に変更が生じたときは、直ちに登録証を添えて市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、法に基づく届出等により、<b>印鑑登録票</b>の登録事項に変更があることを知ったときは、<b>印鑑登録票</b>の登録事項について職権で修正するものとする。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 氏名、氏又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）の変更により、登録を受けている印鑑が第5条第2項第1号及び第2号に該当することとなったとき。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>(4) 氏名（<b>氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称</b>）</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<b>記載がされている</b>氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記</p> <p>2 前項各号に掲げる事項を登録した<b>印鑑登録原票</b>は、<b>磁気ディスク</b>をもって調製する。</p> <p>(登録事項の変更)</p> <p>第10条 登録者は、<b>印鑑登録原票</b>の登録事項に変更が生じたときは、直ちに登録証を添えて市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、法に基づく届出等により、<b>印鑑登録原票</b>の登録事項に変更があることを知ったときは、<b>印鑑登録原票</b>の登録事項について職権で修正するものとする。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 氏名、氏（<b>氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。</b>）又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）の変更により、登録を受けている印鑑が第5条第2項第1号及び第2号に該当することとなったとき。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>



新 旧 対 照 表

現 行	改正案
<p>(印鑑登録証明)</p> <p>第14条 市長は、登録者に係る<b>印鑑登録票</b>に登録されている印影の写し（<b>印鑑登録票</b>に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って<b>磁気テープ</b>に記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）に、第6条第1項第3号から第5号まで及び第7号に掲げる事項を記載して印鑑登録証明書を作成するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(閲覧の禁止)</p> <p>第17条 市長は、<b>印鑑登録票</b>その他印鑑に関する書類を閲覧に供してはならない。</p>	<p>(印鑑登録証明)</p> <p>第14条 市長は、登録者に係る<b>印鑑登録原票</b>に登録されている印影の写し（<b>印鑑登録原票</b>に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って<b>磁気ディスク</b>に記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）に、第6条第1項第3号から第5号まで及び第7号に掲げる事項を記載して印鑑登録証明書を作成するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(閲覧の禁止)</p> <p>第17条 市長は、<b>印鑑登録原票</b>その他印鑑に関する書類を閲覧に供してはならない。</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>この条例は、令和元年11月5日から施行する。</u></p>

議案参考資料  
令和元年9月定例会

議第31号	宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正						
<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成30年6月27日に公布された中で「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正」が平成31年4月1日に施行、また、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が令和元年6月7日に公布、8月1日に施行されたことに伴い、これまでの法改正を踏まえて本条例の一部改正を行うもの。</p> <p>◆一部改正の概要【災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正】 【平成31年4月1日法施行関係分】 【災害援護資金】 ○保証人及び利率【第14条関係】 ・貸付けにあたり、新たに保証人の要否(保証人を立てる・立てない)の規定を追加 ・貸付利率を年3%(法定)→保証人を立てる場合：無利子 保証人を立てない場合：年1.5%に改正 ○償還方法【第15条関係】 ・償還方法に月賦償還を追加</p> <p>【令和元年8月1日法施行関係分】 【災害援護資金】 ○償還金の支払猶予【第15条関係】 ○償還免除【第15条関係】 ○報告等【第15条関係】 【災害弔慰金及び災害障害見舞金】 ○市町村における合議制の機関【第16条関係(努力義務)】 ・災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための「宮津市災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会」を設置</p> <p>【宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に伴う関連条例の改正】 (宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例「別表第2条関係」)</p> <table border="1" data-bbox="120 1074 929 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会の会長</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>同委員</td> <td>17,200円又は7,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆施行日 公布の日から施行 なお、改正後の第14条の規定及び第15条第3項の規定(保証人を削る部分に限る。)は、平成31年4月1日以後に生じた災害による災害援護資金の貸付けについて適用</p>		区分	報酬の額	災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会の会長	20,000円	同委員	17,200円又は7,500円	<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年4月1日施行 ○災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律 ○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令</li> <li>令和元年6月7日公布 ○災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律 令和元年8月1日施行 (令和元年法律第27号)</li> </ul>	
区分	報酬の額								
災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会の会長	20,000円								
同委員	17,200円又は7,500円								
<p><b>【みやづビジョンとの整合】</b></p> <table border="1" data-bbox="73 1364 1173 1396"> <tr> <td>基本施策</td> <td>健康増進と福祉の推進</td> <td>重点戦略</td> <td>—</td> </tr> </table>		基本施策	健康増進と福祉の推進	重点戦略	—	<p><b>【市民参加の状況】</b></p>			
基本施策	健康増進と福祉の推進	重点戦略	—						
<p><b>【みやづビジョンとの整合】</b></p> <table border="1" data-bbox="73 1364 1173 1396"> <tr> <td>基本施策</td> <td>健康増進と福祉の推進</td> <td>重点戦略</td> <td>—</td> </tr> </table>		基本施策	健康増進と福祉の推進	重点戦略	—	<p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p>			
基本施策	健康増進と福祉の推進	重点戦略	—						
<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p>		<table border="1" data-bbox="1173 1396 2161 1495"> <tr> <td>担当部課係</td> <td>添付資料</td> </tr> <tr> <td>社会福祉課 地域福祉係 (45-1618)</td> <td></td> </tr> </table>		担当部課係	添付資料	社会福祉課 地域福祉係 (45-1618)			
担当部課係	添付資料								
社会福祉課 地域福祉係 (45-1618)									

## 宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

### 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">○宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び<u>同法施行令</u>(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p><u>(利率)</u></p> <p>第14条 <u>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">○宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び<u>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令</u>(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p><u>(保証人及び利率)</u></p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年1.5パーセントとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p>

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 (略)

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雑則

(支給審査委員会の設置)

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、官津市災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会 (以下「支給審査委員会」という。)を置く。

2 支給審査委員会は、委員7人以内をもって組織する。

3 支給審査委員会の委員は、必要の都度、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

4 前2項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第17条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第14条の規定及び第15条第3項の規定(保証人を削る部分に限る。)は、平成31年4月1日以後に生じた災害による災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害による災害援護資金の貸付けは、なお従前の例による。

## 宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

### 【附則第3項による改正】 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

#### 新 旧 対 照 表

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
(1)～(42) (略)	(略)	(1)～(42) (略)	(略)
(43) いじめ調査委員会の会長	同 20,000円	(43) いじめ調査委員会の会長	同 20,000円
(44) 同委員	同 7,500円	(44) 同委員	同 7,500円
		(45) 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員 会の会長	同 20,000円
		(46) 同委員	同17,200円又は 7,500円
(45) 老人ホーム入所判定委員会の委員長	同 7,500円	(47) 老人ホーム入所判定委員会の委員長	同 7,500円
(46) 同委員	同 5,500円	(48) 同委員	同 5,500円
(47)～(57) (略)	(略)	(49)～(59) (略)	(略)
(58) 第29号から前号までに掲げる者以外の者で、 法令又は条例等により設けられた委員会（審議会 その他これに準ずるものを含む。）の委員長等	同 9,000円	(60) 第29号から前号までに掲げる者以外の者で、 法令又は条例等により設けられた委員会（審議会 その他これに準ずるものを含む。）の委員長等	同 9,000円
(59) 同委員	同 7,500円	(61) 同委員	同 7,500円
(60) 産業医	月額 30,000円	(62) 産業医	月額 30,000円
(61)～(116) (略)	(略)	(63)～(118) (略)	(略)

(117) 第60号から前号までに掲げる者以外の者 で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協 議して定める額
---	----------------------

## 備考

- 1 第88号から第116号までに掲げる者で通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等を使用することを常例とするもの（交通機関等を利用し、又は自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）については、この表に定める額の報酬に加え、一般職の職員の通勤手当の例に準じて規則で定める額を支給する。この場合において、宮津市一般職職員の給与に関する条例第12条第3項中「3,000円」とあるのは、「4,500円」と読み替えるものとする。
- 2 第71号、第88号から第112号まで及び第114号から第116号までに掲げる者で、正規の勤務時間外に、又は正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられて勤務した場合は、この表に定める額の報酬に加え、一般職の職員の時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の例に準じ、割増報酬を支給することができる。
- 3 第109号の招致外国青年の報酬の額は、任用された日の属する月から当該任用された日より起算して1年6月を超えない範囲内において市長が定める日の属する月までの月を1年目とした取扱

(119) 第62号から前号までに掲げる者以外の者 で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協 議して定める額
---	----------------------

## 備考

- 1 第90号から第118号までに掲げる者で通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等を使用することを常例とするもの（交通機関等を利用し、又は自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）については、この表に定める額の報酬に加え、一般職の職員の通勤手当の例に準じて規則で定める額を支給する。この場合において、宮津市一般職職員の給与に関する条例第12条第3項中「3,000円」とあるのは、「4,500円」と読み替えるものとする。
- 2 第73号、第90号から第114号まで及び第116号から第118号までに掲げる者で、正規の勤務時間外に、又は正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられて勤務した場合は、この表に定める額の報酬に加え、一般職の職員の時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の例に準じ、割増報酬を支給することができる。
- 3 第111号の招致外国青年の報酬の額は、任用された日の属する月から当該任用された日より起算して1年6月を超えない範囲内において市長が定める日の属する月までの月を1年目とした取扱

いとして算定する。

- 4 第109号の規定にかかわらず、やむを得ない事情により来日直後の任用期間が1年未満となる非居住者については、非居住者として日本国内において賦課される所得税額から居住者である場合の日本国内において賦課される所得税額を差し引いた額を報酬額に加算するものとする。ただし、租税条約に基づく免税が受けられる国の出身である招致外国青年の報酬については、この限りでない。

いとして算定する。

- 4 第111号の規定にかかわらず、やむを得ない事情により来日直後の任用期間が1年未満となる非居住者については、非居住者として日本国内において賦課される所得税額から居住者である場合の日本国内において賦課される所得税額を差し引いた額を報酬額に加算するものとする。ただし、租税条約に基づく免税が受けられる国の出身である招致外国青年の報酬については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

議案参考資料  
令和元年9月定例会

議第32号

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部改正について

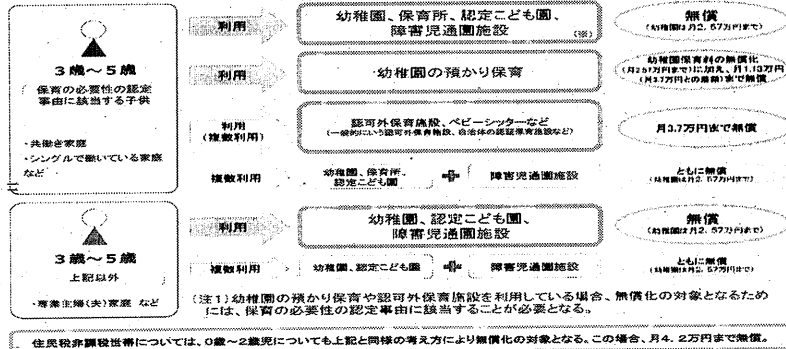
区分

条例の改正

【提案の概要】

- ◆提案の趣旨・目的  
本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い本市条例の一部改正を行う。
- ◆提案の概要
  - 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正
    - ・幼稚園、保育所（園）、認定こども園を利用する3～5歳及び非課税世帯の0～2歳の子どもの利用者負担額を無料とする。
    - ・公立保育所を利用する3～5歳の子どもに係る給食費の徴収及び減免を定める。
    - ・公立幼稚園の預かり保育料を600円から450円に改正する。
  - 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
    - ・保育所（園）、認定こども園を利用する3～5歳の子どもに係る副食費の減免を定める。
  - 宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正
    - ・無償化に伴う新たな給付（子育てのための施設等利用給付）について過料を科する規定を定める。
- ◆施行日 令和元年10月1日施行

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



【政策等の背景・提案までの経過】

- 平成30年8月 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令公布  
同法施行規則の一部を改正する内閣府令公布
- 令和元年5月 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律公布  
関係政令の整備及び経過措置に関する政令公布  
同法施行規則の一部を改正する内閣府令等公布

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

- 《平成27年度》  
「宮津市子ども・子育て支援事業計画(H27～H31)」の重点プロジェクトとして、保護者の負担軽減のため、大幅な引き下げ(現行の2～3割程度)を実施。
- 《平成28年度》  
国制度改正を受けて、低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減措置の拡充。
- 《平成29年度》  
国制度改正を受けて、低所得世帯・多子世帯等の更なる負担軽減を実施。
- 《平成30年度》  
みなし寡婦の適用等により、ひとり親家庭等の負担軽減を実施。
- 《令和元年度》  
幼児教育・保育の無償化実施。

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやづビジョンとの整合】

基本施策 健康増進と福祉の推進 重点戦略 定住促進戦略

宮津市まち・ひと・しごと創生総合戦略  
宮津市子ども・子育て支援事業計画  
宮津市教育大綱  
宮津市教育振興計画

担当課・係

社会福祉課 子育て支援係 (45-1621)  
学校教育課 学校教育係 (45-1641)

添付資料

・新旧対照表



## 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部改正について

### 【第1条関係】宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">○宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。）に係る<u>支給認定保護者</u>又は扶養義務者が負担する費用（以下「利用者負担」という。以下同じ。）及び一時預かり事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。）の利用に要する費用について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(利用者負担の額)</p> <p>第3条 利用者負担として、法第27条第3項第2号、第28条第2項各</p>	<p style="text-align: center;">○宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。）に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は扶養義務者が負担する費用（以下「利用者負担」という。以下同じ。）及び一時預かり事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。）の利用に要する費用について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(利用者負担の額)</p> <p>第3条 利用者負担として、法第27条第3項第2号、第28条第2項各</p>

号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額又は法附則第6条第4項の特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、別表第1のとおりとする。ただし、利用者負担の額が、法第27条第3項第1号、第28条第2項各号、第29条第3項第1号又は第30条第2項各号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を超える場合にあつては、当該費用の額を利用者負担の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定教育・保育施設等を利用する子どもが、その支給認定保護者（別表第1の1の項の表第4階層又は別表第1の2の項の表D4—2階層（同表備考4各号に掲げる世帯の場合は、D5—2階層）からD9階層までのいずれかの階層に認定されている世帯に限る。）の18歳未満の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）のうち、当該最年長の子どもか

号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額又は法附則第6条第4項の特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 法第19条第1項第1号に該当する教育・保育給付認定子ども 0円

(2) 法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次号及び第5条において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。） 0円

(3) 法第19条第1項第3号に該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。） 別表第1の区分により定めた額。ただし、利用者負担の額が、法第27条第3項第1号、第28条第2項各号、第29条第3項第1号又は第30条第2項各号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を超える場合にあつては、当該費用の額を利用者負担の額とする。

2 前項第3号の規定にかかわらず、特定教育・保育施設等を利用する子どもが、その教育・保育給付認定保護者（別表第1のD4—2階層（同表備考4各号に掲げる世帯の場合は、D5—2階層）からD9階層までのいずれかの階層に認定されている世帯に限る。）の18歳未満の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）のうち、当該最年長の子どもから3人目

ら3人目以降に該当する場合は、その利用者負担の額は、無料とする。

(利用者負担の徴収)

第4条 市長は、市立幼稚園（宮津市立幼稚園設置条例（昭和49年条例第28号）第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）及び市立保育所（宮津市保育所条例（昭和33年条例第3号）第1条に規定する保育所をいう。）において教育又は保育を受けた子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、利用者負担として前条に定める額を徴収するものとする。

2 市長は、法附則第6条第4項の規定により、特定保育所で保育を受けた子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、利用者負担として前条に定める額を徴収するものとする。

降に該当する場合は、その利用者負担の額は、無料とする。

(利用者負担の徴収)

第4条 市長は、\_\_\_\_\_市立保育所（宮津市保育所条例（昭和33年条例第3号）第1条に規定する保育所をいう。以下同じ。）において\_\_\_\_\_保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、利用者負担として前条に定める額を徴収するものとする。

2 市長は、法附則第6条第4項の規定により、特定保育所で保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、利用者負担として前条に定める額を徴収するものとする。

(給食費の徴収)

第5条 市長は、市立保育所において保育を受けた子ども（法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に限る。）の教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、保育において提供される便宜に要する費用のうち、食事の提供に要する費用（以下「給食費」という。）として、月額5,000円（主食費を500円とし、副食費を4,500円とする。）を徴収するものとする。ただし、規則で定めるところにより給食費の額の精算及び調整を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、

(預かり保育料の徴収)

第5条 市長は、市立幼稚園において一時預かり事業を利用した保護者（以下「一時預かり事業利用保護者」という。）から別表第2に掲げる一時預かり保育料（以下「預かり保育料」という。）を徴収するものとする。

(利用者負担の額の決定)

給食費は無料とする。

- (1) 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（以下「認定保護者等市町村民税所得割合算額」という。）が57,700円未満（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円未満）の世帯の子ども
- (2) 認定保護者等市町村民税所得割合算額が57,700円以上（子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円以上）の世帯の子どもで、別表第1備考8に該当する場合における当該3人目以降に該当する子ども
- (3) 認定保護者等市町村民税所得割合算額が57,700円以上169,000円未満の世帯の18歳未満の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）のうち、当該最年長の子どもから3人目以降に該当する子ども

(預かり保育料の徴収)

第6条 市長は、市立幼稚園（宮津市立幼稚園設置条例（昭和49年条例第28号）第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）において一時預かり事業を利用した保護者（以下「一時預かり事業利用保護者」という。）から別表第2に掲げる一時預かり保育料（以下「預かり保育料」という。）を徴収するものとする。

(利用者負担の額の決定)

第6条 市長は、利用者負担の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、当該支給認定保護者又は扶養義務者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等（特定保育所を除く。）に通知するものとする。

（利用者負担等の納期限）

第7条 市長が徴収する毎月分の利用者負担の納期限は、教育又は保育を受けた月の末日（12月にあつては28日、月の中途において入所した場合は別に市長が指定する日とする。）とする。ただし、その期限が宮津市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日をもって期限とみなす。

2 預かり保育料の納期限は、市長が別に指定する。

（利用者負担等の減免）

第8条 市長は、支給認定保護者又は扶養義務者及び一時預かり事業利用保護者が災害その他の理由により利用者負担又は預かり保育料を納付することが困難であると認めるときは、これを減免することができる。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用保育、特別利用教

第7条 市長は、利用者負担の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、当該教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設等（特定保育所を除く。）に通知するものとする。

（利用者負担等の納期限）

第8条 市長が徴収する毎月分の利用者負担及び給食費の納期限は、      保育を受けた月の末日（12月にあつては28日、月の中途において入所した場合は別に市長が指定する日とする。）とする。ただし、その期限が宮津市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日をもって期限とみなす。

2 預かり保育料の納期限は、市長が別に指定する。

（利用者負担等の減免）

第9条 市長は、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者及び一時預かり事業利用保護者が災害その他の理由により利用者負担及び給食費又は預かり保育料を納付することが困難であると認めるときは、これを減免することができる。

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

育、特別利用地域型保育又は特例保育（教育標準時間認定を受けた子どもに限る。）を受けた場合における利用者負担の額（幼稚園保育料）

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の額（月額）
階層区分	定義	
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
2	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯及び市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯	3,000円
3	第1階層を除き、市町村	8,500円
4	77,100円以下 民税課税世帯であって、77,101円以上 その所得割の額が次の区 211,200円以 分に該当する世帯 下	
5	211,201円以 上	

## 備考

1 この表における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとし、支給認定保護者又は扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。）をいう。

2 備考1に定めるもののほか、この表における市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割の額の計算については、支給認定保護者又は扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを

「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、これらの者を同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項第2号並びに第314条の2第1項第8号及び第3項の規定を適用する。

3 この表における市町村民税は、4月分から8月分までにあつては前年度分の市町村民税を、9月分から翌年3月分までにあつては当該年度分の市町村民税をそれぞれ適用するものとする。

4 子どもの属する世帯がこの表による第2階層又は第3階層に認定された場合で、次に掲げる世帯については、それぞれ次表に掲げる利用者負担の額とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律



第123号) 第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金等の受給者

(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	利用者負担の額(月額)
2	0円
3	3,000円

5 備考4の規定に該当する世帯において特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が複数人いる場合におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから2人目以降については無料とする。

6 子どもの属する世帯がこの表による第2階層に認定され、特定被監護者等が複数人いる場合(備考5の規定に該当する場合を除く。)におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから順に2人目以降については無料とする。

7 子どもの属する世帯がこの表による第3階層に認定され、特定

被監護者等が複数人いる場合（備考5の規定に該当する場合を除く。）におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。

8 子どもの属する世帯がこの表による第4階層又は第5階層のいずれかの階層に認定され、同一世帯において小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合（特別支援学校幼稚部（学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部をいう。以下同じ。））、児童心理治療施設通所部（児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部をいう。以下同じ。））に入所し、又は児童発達支援（同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。））を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、当該最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。

2 特定教育・保育（保育に限る。）、特定利用地域型保育又は特例保育（保育認定子どもに限る。）を受けた場合における利用者負担の額（保育所保育料）

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

各月初日の子どもの属する世帯の階層	利用者負担の額（月額）
-------------------	-------------

各月初日の子どもの属する世帯の階層	利用者負担の額（月額）
-------------------	-------------

区分				
階層区分	定義	3歳未満	3歳の子	4歳以上
		の子ども の場合	どもの場 合	の子ども の場合
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)及び中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による支援給付 受給世帯	0円	0円	0円
B	A階層を除き、市町村民税非課税 世帯	5,000円	4,400円	4,400円
C	A階層を除き、市町村民税課税世 帯のうち、均等割のみ課税世帯	7,700円	7,400円	7,400円
D1	A階層を除 24,300円未満	10,400円	10,400円	10,400円
D2	き、市町 24,300円以上48,600円	12,600円	12,600円	12,600円

区分				
階層区分	定義			
		A	生活保護法(昭和25年法律第144 号)による被保護世帯(単給世 帯を含む。)及び中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関す る法律(平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯並びに 児童福祉法第6条の4第1項に 規定する里親である教育・保育 給付認定保護者の世帯	0円
B	A階層を除き、市町村民税非課税 世帯	0円		
C	A階層を除き、市町村民税課税世 帯のうち、均等割のみ課税世帯	7,700円		
D1	A階層を除 24,300円未満	10,400円		
D2	き、市町 24,300円以上48,600円	12,600円		

	村民税課	未満			
D3	税世帯であって、	48,600円以上53,300円未満	14,400円	14,400円	14,400円
D4	その所得	53,300円以上57,700円未満	16,300円	16,300円	16,300円
—1	割の額が	未満			
D4	次の区分	57,700円以上67,800円未満			
—2	に該当す	る世帯			
D5		67,800円以上77,101円未満	17,100円	17,100円	17,100円
—1		未満			
D5		77,101円以上82,300円未満			
—2		未満			
D6		82,300円以上97,000円未満	21,600円	21,600円	21,600円
D7		97,000円以上121,000円未満	25,300円	25,300円	23,600円
D8		121,000円以上145,000円未満	29,100円	29,100円	25,600円
D9		145,000円以上169,000円未満	32,500円	29,900円	27,000円
D10		169,000円以上235,000円未満	36,700円	30,300円	27,200円
D11		235,000円以上301,000円未満	40,900円	30,700円	27,400円

	村民税課	未満		
D3	税世帯であって、	48,600円以上53,300円未満		14,400円
D4	その所得	53,300円以上57,700円未満		16,300円
—1	割の額が	未満		
D4	次の区分	57,700円以上67,800円未満		
—2	に該当す	る世帯		
D5		67,800円以上77,101円未満		17,100円
—1		未満		
D5		77,101円以上82,300円未満		
—2		未満		
D6		82,300円以上97,000円未満		21,600円
D7		97,000円以上121,000円未満		25,300円
D8		121,000円以上145,000円未満		29,100円
D9		145,000円以上169,000円未満		32,500円
D10		169,000円以上235,000円未満		36,700円
D11		235,000円以上301,000円未満		40,900円

D12	301,000円以上	41,800円	31,200円	27,800円
-----	------------	---------	---------	---------

備考

- この表における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとし、支給認定保護者又は扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。）をいう。
- 備考1に定めるもののほか、この表における市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割の額の計算については、支給認定保護者又は扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12

D12	301,000円以上	41,800円
-----	------------	---------

備考

- この表における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとし、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。）をいう。
- 備考1に定めるもののほか、この表における市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割の額の計算については、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する

号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、これらの者を同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項第2号並びに第314条の2第1項第8号及び第3項の規定を適用する。

- 3 この表における市町村民税は、4月分から8月分までにあつては前年度分の市町村民税を、9月分から翌年3月分までにあつては当該年度分の市町村民税をそれぞれ適用するものとする。
- 4 子どもの属する世帯がこの表によるB階層からD5—1階層までに認定された場合で、次に掲げる世帯については、それぞれ次表に掲げる利用者負担の額とする。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる児（者）を有する世帯
- ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 「療育手帳制度について」に定める療育手帳の交付を受け

者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、これらの者を同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項第2号並びに第314条の2第1項第8号及び第3項の規定を適用する。

- 3 この表における市町村民税は、4月分から8月分までにあつては前年度分の市町村民税を、9月分から翌年3月分までにあつては当該年度分の市町村民税をそれぞれ適用するものとする。
- 4 子どもの属する世帯がこの表によるB階層からD5—1階層までに認定された場合で、次に掲げる世帯については、それぞれ次表に掲げる利用者負担の額とする。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる児（者）を有する世帯
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省

た者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者

(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	利用者負担の額（月額）		
	3歳未満の子ども の場合	3歳の子ども の場合	4歳以上の子ども の場合
B	0円	0円	0円
C	2,200円	2,000円	2,000円
D1	3,000円	3,000円	3,000円
D2	3,200円	3,200円	3,200円
D3	3,700円	3,700円	3,700円
D4-1	4,200円	4,200円	4,200円
D4-2			
D5-1	4,400円	4,400円	4,400円

発見第156号厚生事務次官通知)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金等の受給者

(3) 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	利用者負担の額（月額）		
	3歳未満の子ども の場合	3歳の子ども の場合	4歳以上の子ども の場合
B			0円
C			2,200円
D1			3,000円
D2			3,200円
D3			3,700円
D4-1			4,200円
D4-2			
D5-1			4,400円

- 5 備考4の規定に該当する世帯において特定被監護者等が複数人いる場合におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから2人目以降については無料とする。
- 6 子どもの属する世帯がこの表によるB階層に認定され、特定被監護者等が複数人いる場合（備考5の規定に該当する場合を除く。）におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから順に2人目以降については無料とする。
- 7 子どもの属する世帯がこの表によるC階層からD4-1階層までのいずれかの階層に認定され、特定被監護者等が複数人いる場合（備考5の規定に該当する場合を除く。）におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。
- 8 子どもの属する世帯（備考4各号に掲げる世帯を除く。）がこの表によるD4-2階層からD12階層までのいずれかの階層に認定され、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合（特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用してい

- 5 備考4の規定に該当する世帯において特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が複数人いる場合におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから2人目以降については無料とする。
- 6 子どもの属する世帯がこの表によるB階層に認定され、特定被監護者等が複数人いる場合（備考5の規定に該当する場合を除く。）におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから順に2人目以降については無料とする。
- 7 子どもの属する世帯がこの表によるC階層からD4-1階層までのいずれかの階層に認定され、特定被監護者等が複数人いる場合（備考5の規定に該当する場合を除く。）におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。
- 8 子どもの属する世帯（備考4各号に掲げる世帯を除く。）がこの表によるD4-2階層からD12階層までのいずれかの階層に認定され、当該世帯に次に掲げる小学校就学前子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、当該小学校就学前子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。



る場合を含む。)におけるこの表の適用については、当該最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。

(1) 次に掲げる施設に在籍する小学校就学前子ども

ア 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）

イ 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいい、認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）

ウ 特別支援学校（学校教育法第1条に規定する特別支援学校をいい、同法第76条第2項に規定する幼稚部に限る。）

エ 保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいい、認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）

(2) 地域型保育又は特例保育を受ける小学校就学前子ども

(3) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、

児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）であって同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを利用する小学校就学前子ども

(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども

(5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に通う小学

## 別表第2（第5条関係）

## 市立幼稚園における預かり保育料

利用区分	預かり保育料
1日につき	600円

備考 子どもの属する世帯が別表第1の1の項の表による第1階層に認定された世帯におけるこの表の適用については、無料とする。

## 校就学前子ども

## 別表第2（第6条関係）

## 市立幼稚園における預かり保育料

利用区分	預かり保育料
1日につき	450円

備考 子どもの属する世帯が生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯並びに児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯におけるこの表の適用については、無料とする。

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

## （適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用者負担等について適用し、同日前の利用に係る利用者負担等については、なお従前の例による。

## 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部改正について

### 【第2条関係】宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

新 旧 対 照 表	
現 行	改正案
<p style="text-align: center;">○宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第2条 法第34条第2項及び第46条第2項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</u>（平成26年内閣府令第39号）に定める基準とする。</p>	<p style="text-align: center;">○宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第2条 法第34条第2項及び第46条第2項の条例で定める基準は、<u>次条及び第4条に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u>（平成26年内閣府令第39号）に定める基準とする。</p>

(暴力団の排除)

第3条 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の設置者及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者は、宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する者であってはならない。

第3条 本市に住所を有し、かつ、法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。）が、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）以上169,000円未満である教育・保育認定保護者の18歳未満の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）のうち、当該最年長の子どもから3人目以降に該当する場合は、当該子どもに係る食事の提供に要する費用（副食費に限る。）は、無料とする。

(暴力団の排除)

第4条 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の設置者及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者は、宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する者であってはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

## 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部改正について

### 【第3条関係】宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正

新 旧 対 照 表	
現 行	改正案
<p style="text-align: center;">○宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律65号。以下「法」という。）第87条の規定に基づき、過料を科することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項（ _____ _____ _____）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（</p>	<p style="text-align: center;">○宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律65号。以下「法」という。）第87条の規定に基づき、過料を科することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項（<u>法第30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第13条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（<u>法第30条の3において準用</u></p>

\_\_\_\_\_)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

(3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

\_\_\_\_\_)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案参考資料  
令和元年9月定例会

議第33号	宮津市森林環境譲与税基金条例の制定について	区分	条例の制定
<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、適切に経営管理されていない森林について、市町村は、森林環境譲与税を財源にして、森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく適切な森林管理を行うことが定められた。 このことから、新たな森林の経営管理の取組みを円滑に推進するとともに、森林環境譲与税の使途を明確にするため、基金を設置する。</p> <p>◆提案の概要 基金の主な使途は、 ① 森林の整備に関する施策 ・ 間伐等の森林の整備 ・ 森林所有者の意向確認 ・ 境界の明確化 ・ 林道や作業道等の路網の整備 ② 人材の育成及び確保、普及啓発、木材の利用の促進に関する施策</p> <p>◆施行日 公布の日</p>		<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <p>●森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号） 平成31年3月29日 公布 森林環境譲与税は、平成31年4月1日 施行 森林環境税は、令和6年1月1日 施行</p> <p>●森林経営管理法（平成30年法律第35号） 平成30年6月1日 公布 平成31年4月1日 施行</p> <p><b>【市民参加の状況】</b></p> <p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p> <p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b> 基金条例の制定状況 ・ 京都府及び7市5町 施行済み ・ 宮津市他3市1町 9月定例会へ提案予定 ・ 4市5町村 年度内に予定</p>	
<p><b>【みやづビジョンとの整合】</b></p> <p>基本施策 観光を基軸とした産業振興 重点戦略 自立循環型経済社会構造への転換戦略</p>			
		担当課・係 農林水産課 産業基盤係（45-1627）	添付資料 —

議案参考資料  
令和元年9月定例会

議第34号	宮津市水道事業給水条例及び宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 指定給水装置工事事業者の資質の保持及び実態との乖離を防止するため、水道法の一部が改正され、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されることから、所要の改正を行うもの。 また、水道法施行令の改正に伴う引用条項の規定整理を合わせて行うもの。</p> <p>◆提案の概要 【宮津市水道事業給水条例】</p> <p>①指定給水装置工事事業者指定更新手数料の追加 ＜追加内容＞ 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 10,000円</p> <p>②水道法施行令の一部改正に伴い、引用する条ずれの規定整理</p> <p>【宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例】</p> <p>①水道法施行令の一部改正に伴い、引用する条ずれの規定整理</p> <p>◆施行日 令和元年10月1日</p>		<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <p>●H30.12：「水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の公布（R1.10.1施行）</p> <p>&lt;改正内容&gt; 水道法 第3節 指定給水装置工事事業者 第25条の3の2 第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>(参考) 第16条の2 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定をすることができる。</p>	
<p><b>【みやづビジョンとの整合】</b></p>		<p><b>【市民参加の状況】</b></p>	
<p>基本施策</p>	<p>—</p>	<p>重点戦略</p>	<p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p>
		<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p>	
		<p>担当課・係</p>	<p>添付資料</p>
		<p>上下水道課 管理係 (45-1633)</p>	<p>・新旧対照表</p>



宮津市水道事業給水条例及び宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに  
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

新旧対照表

現 行				改 正 案			
≪第1条関係≫ ○宮津市水道事業給水条例 (手数料) 第33条 (略)				○宮津市水道事業給水条例 (手数料) 第33条 (略)			
種類	給水管の口径	金額(1件につき)		種類	給水管の口径	金額(1件につき)	
		新設及び全面改造	一部改造及び修繕			新設及び全面改造	一部改造及び修繕
1 設計審査手数料 (使用材料の確認を 含む。)	25ミリメートル未満	2,000円	1,500円	1 設計審査手数料 (使用材料の確認を 含む。)	25ミリメートル未満	2,000円	1,500円
	40ミリメートル未満	4,000円	3,000円		40ミリメートル未満	4,000円	3,000円
	40ミリメートル以上	6,000円	4,500円		40ミリメートル以上	6,000円	4,500円
2 給水装置工事し ゆん工検査手数料	25ミリメートル未満	1,000円	700円	2 給水装置工事し ゆん工検査手数料	25ミリメートル未満	1,000円	700円
	40ミリメートル未満	2,000円	1,500円		40ミリメートル未満	2,000円	1,500円
	40ミリメートル以上	3,000円	2,300円		40ミリメートル以上	3,000円	2,300円
3 第36条第2項ただし書の規定による確 認手数料			50,000円	3 第36条第2項ただし書の規定による確認 手数料			50,000円
4 指定給水装置工事事業者指定手数料			20,000円	4 指定給水装置工事事業者指定手数料			20,000円
5 開栓又は閉栓手数料			477円	5 指定給水装置工事事業者指定更新手数料			10,000円
備考 (略)				6 開栓又は閉栓手数料			477円
2～3 (略)				2～3 (略)			
(給水装置の基準違反に対する措置)				(給水装置の基準違反に対する措置)			
第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する給水装置の構造 及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを 拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者 に対する給水を停止することができる。				第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造 及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを 拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者 に対する給水を停止することができる。			
2 (略)				2 (略)			

《第2条関係》 宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに  
水道技術管理者の資格基準に関する条例

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、水道法施行令（昭和32年  
政令第336号。以下「令」という。）第4条に定める資格又はその資格と  
同等以上の技能を有すると水道事業管理者が認める者とする。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、令第6条に定める資格と  
する。

宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに  
水道技術管理者の資格基準に関する条例

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、水道法施行令（昭和32年  
政令第336号。以下「令」という。）第5条に定める資格又はその資格と  
同等以上の技能を有すると水道事業管理者が認める者とする。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、令第7条に定める資格と  
する。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。